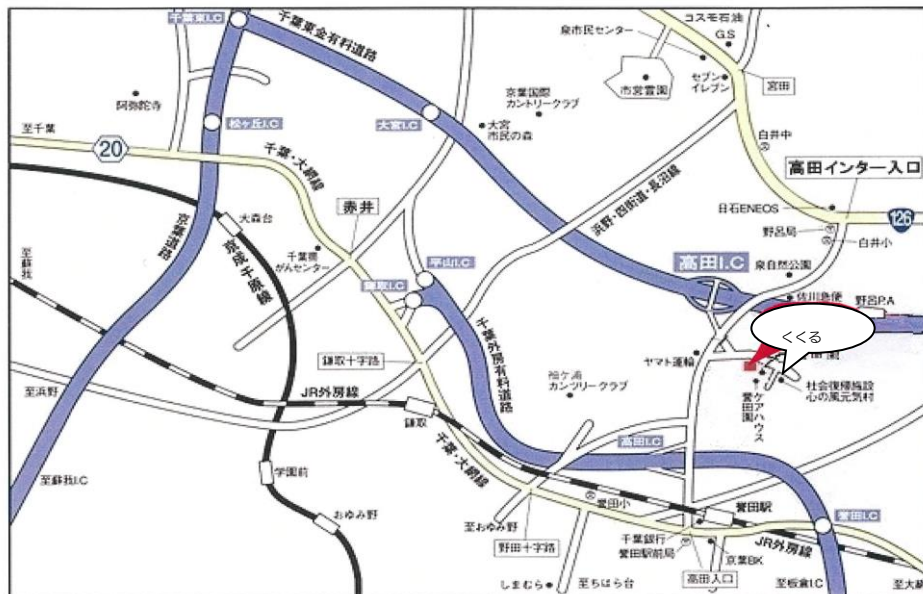


【アクセスマップ】



指定特定相談支援事業
指定一般相談支援事業
障がい児相談支援事業

社会福祉法人 うぐいす会

相談支援事業所 くくる

自動車の場合のアクセス（千葉方面よりお越しになる場合）

- ① 千葉東金道路高田インター出口を右折。
- ② すぐ左手にある千葉東霊園入口を左折し中へ。
- ③ 道なりに進むと右側に「こころの風 元気村」という施設があり、その中にくくるの事務所があります。

（公共交通機関のアクセス）

JR 外房線「菅田駅」からタクシーで 10 分、徒歩 50 分程度。

お越しの際はご連絡をいただければ駅までお迎えにあがります。

経営主体：社会福祉法人 うぐいす会
事業所名：指定相談支援事業所 くくる
〒266-0003 千葉市緑区高田町 1789-1
電話 043-310-4440
Fax 043-300-4453
Mail u-kukuru@sweet.ocn.ne.jp



“くる”とは

沖縄の方言で『こころ』という意味です。

皆さんのこころの思いに対してこころを込めて接したい！また、親しみやすい名前を！という思いから『くる』という名前になりました。



相談支援事業とは

障がいのある方やその家族からの様々な不安や悩みなどの相談に対し、専門の相談員が対応いたします。

地域で安心して生活をしていただく為に、必要なサービスが利用できるようにお手伝いさせていただきます。また、病院や施設から出て地域での生活を希望される方の相談にのり、安心して生活が出来るようになるまでのお手伝いをさせていただきます。

相談内容

- 福祉サービスについて教えてほしい。
- 仕事や日中活動を見つけたい。
- 日常生活で困っているけど、どうしたらよいか分からない。
- 病院や施設から出て、地域で生活をしたい。 e t c

対象者

身体・知的・精神の障がいのある方、難病、障がいのあるお子様やその家族。

サービス利用までの流れ

（相談支援）

- ①相談受付
- ②面接及び契約
- ③サービス利用計画案の作成
- ④支給決定
- ⑤関係者会議の実施
- ⑥サービス利用計画の作成
- ⑦サービスの提供開始
- ⑧モニタリングの実施

（地域移行支援）

- ①病院、施設からの依頼受付
- ②面接及び契約
- ③移行支援計画の作成
- ④支給決定
- ⑤計画に基づき支援開始



【地域定着支援】

- ①面接及び計画書作成
- ②支給決定
- ③支援開始

利用案内

<開所日>月曜日～金曜日（土、日、祝日や年末年始は定休日）

<開所時間>9：00～17：00

その他

精神障害者支援体制加算研修修了済み